# 第2次字部市配得馬力等配偶基本計画

ペパートナー等からの暴力を許さず、 人権が尊重される社会の実現を目指してペ



令和4年(2022年)3月

宇部市













女性のあらゆる分野への参画、地位向上が求められている今日、男 女がお互いの個性を生かし、お互いを高め合い、支え合いながら、いき いきと豊かに生活できる活力ある社会を目指し、市民、地域及び行政が 一体となって、様々な施策を推進していくことが強く望まれているところ である。

よって、宇部市議会は、男女が共にお互いの人権と個性を尊重し、平等な立場でそれぞれの責任を果たす社会の創造と男女の協力及び交流により世界に平和と友情の輪が広がることを願い、ここに男女共同参画都市の宣言をするものである。

- 1 男女がともに一人ひとりの個性を生かしいきいきと豊かに生活できる社会をめざす
- 1 男女がともに政治・経済・文化などあらゆる分野へ参画し活力ある社会をめざす
- 1 男女がともに健康で住みよい環境をはぐくみさまざまな人との交流・協力を深め世界に平和と友情の輪をひろげる

宇部市議会において平成10年6月26日決議

## はじめに

DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとする男女間の暴力は、時として人の生命をも奪いかねない犯罪行為となる重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも決して許されるべきものではありません。

特に、被害者の大多数は女性であり、この問題の解決なくして、真のジェンダー平等を目指す男女共同参画社会の実現はあり得ないと言っても過言ではありません。

また近年では、DVが単に男女間の問題だけでなく、子どもへの虐待へつながる危険性も高いことから、国においても重要課題の一つとしてその解決に力を注いでいます。



こうした中、本市では、平成20年4月に「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、各関係機関と連携しながら、DV防止のための啓発活動をはじめ、被害者の相談や安全確保、自立支援にあたるなど、県下の市町に先んじた取組を展開してまいりました。

また最近では、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの相互連携を強化するよう、国においても法改正が行われたところであり、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等の生活様式の変化により、DVや児童虐待の増加が懸念されるなど、暴力の根絶に向けては未だ多くの課題が山積しています。

本市ではこれらの状況を踏まえ、このたび、「パートナー等からの暴力を許さず、人権が尊重 される社会の実現」に向けてより積極的に施策を展開していくため、市民・アンケート調査や市 民ワークショップ等を通じて得られた意見を元に、本市が抱えるさまざまな課題を分析・整理し、 エビデンスに基づいて現行計画の改定・見直しを行うこととしました。

本計画をDV対策等に関する本市の基本指針とし、今後とも、「共創」により活気と魅力にあふれた「暮らし満足度ナンバー1!宇部」の実現を目指してまいりますので、皆様にはなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、また多くの ご提言をいただきました宇部市男女共同参画推進審議会をはじめ、宇部市DV防止支援ネット ワーク等の関係者の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げ、巻頭のご挨拶とさせていただ きます。

令和 4 年(2022 年) 3 月

宇部市長 篠崎 主二

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	5
1 本市への相談状況	
2 本市の取組状況	
第3章 これまでの取組の検証 ····································	9
1 第1次基本計画の進捗状況	
2 市民の意識	11
第4章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 計画の体系	
4 重点事業	21
第5章 計画の内容	25
第 5 章 計画の内容	
	26
基本目標 I       未然防止のための学習・啓発の推進         施策事業 1       DV防止に向けた学習・啓発の推進         施策事業 2       交際相手からの暴力の予防啓発の強化	26 26 27
基本目標 I         未然防止のための学習・啓発の推進           施策事業 1         DV防止に向けた学習・啓発の推進	26 26 27
基本目標 I       未然防止のための学習・啓発の推進         施策事業 1       DV防止に向けた学習・啓発の推進         施策事業 2       交際相手からの暴力の予防啓発の強化	26 26 27
基本目標 I       未然防止のための学習・啓発の推進         施策事業 1       DV防止に向けた学習・啓発の推進         施策事業 2       交際相手からの暴力の予防啓発の強化         施策事業 3       DVに関する調査研究	26 26 27 27 27
<ul> <li>基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進</li> <li>施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進</li> <li>施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化</li> <li>施策事業 3 DVに関する調査研究</li> <li>基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実</li> <li>施策事業 4 相談窓口の周知の強化</li> <li>施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実</li> </ul>	26 26 27 27 30 30
基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進 施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進 施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化 施策事業 3 DVに関する調査研究  基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実 施策事業 4 相談窓口の周知の強化	26 26 27 27 30 30
<ul> <li>基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進</li> <li>施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進</li> <li>施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化</li> <li>施策事業 3 DVに関する調査研究</li> <li>基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実</li> <li>施策事業 4 相談窓口の周知の強化</li> <li>施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実</li> </ul>	26 26 27 27 30 30 31 31
基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進 施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進 施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化 施策事業 3 DVに関する調査研究  基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実 施策事業 4 相談窓口の周知の強化 施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実 施策事業 6 各関係機関との連携強化	26 26 27 27 30 30 31 31
基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進 施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進 施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化 施策事業 3 DVに関する調査研究  基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実 施策事業 4 相談窓口の周知の強化 施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実 施策事業 6 各関係機関との連携強化  基本目標Ⅲ 被害者の安全確保のための体制の整備 施策事業 7 被害者や子ども等の安全確保 施策事業 8 保護命令等に関する支援	26 26 27 27 30 30 31 31 34 34 35
<ul> <li>基本目標Ⅰ 未然防止のための学習・啓発の推進</li> <li>施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進</li> <li>施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化</li> <li>施策事業 3 DVに関する調査研究</li> <li>基本目標Ⅱ 被害者が安心して相談できる体制の充実</li> <li>施策事業 4 相談窓口の周知の強化</li> <li>施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実</li> <li>施策事業 6 各関係機関との連携強化</li> <li>基本目標Ⅲ 被害者の安全確保のための体制の整備</li> <li>施策事業 7 被害者や子ども等の安全確保</li> </ul>	26 26 27 27 30 30 31 31 34 34 35
基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進 施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進 施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化 施策事業 3 DVに関する調査研究  基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実 施策事業 4 相談窓口の周知の強化 施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実 施策事業 6 各関係機関との連携強化  基本目標Ⅲ 被害者の安全確保のための体制の整備 施策事業 7 被害者や子ども等の安全確保 施策事業 8 保護命令等に関する支援	26 26 27 27 30 30 31 31 34 34 35 35
基本目標 I 未然防止のための学習・啓発の推進 施策事業 1 DV防止に向けた学習・啓発の推進 施策事業 2 交際相手からの暴力の予防啓発の強化 施策事業 3 DVに関する調査研究  基本目標 II 被害者が安心して相談できる体制の充実 施策事業 4 相談窓口の周知の強化 施策事業 5 配偶者暴力相談支援センターの充実 施策事業 6 各関係機関との連携強化  基本目標 II 被害者の安全確保のための体制の整備 施策事業 7 被害者や子ども等の安全確保 施策事業 8 保護命令等に関する支援 施策事業 9 被害者等に係る情報管理の徹底	26 26 27 27 30 30 31 31 34 34 35 35

施策事業 12	住宅の確保に向けた支援	39
施策事業 13	子育てに対する支援	39
施策事業 14	心身の回復に向けた支援	40
第6章 被害者	首支援の流れ	41
参考資料		43

# 第1章

計画策定にあたって

## 第1章 計画策定にあたって

#### 1 計画策定の趣旨

DVをはじめとする暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、一人ひとりが性別に関わらず個人として尊重される男女共同参画社会を実現するうえで、早急に対応しなければならない重要な課題です。

DVの特性として、家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者の罪の意識が薄いという傾向があることから、暴力が激化し被害が深刻化しやすいことが挙げられます。

また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対してパートナー等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害すことであり、男女共同参画社会の実現の妨げになっています。

本市では、このような状況を改善するため、平成20年4月に県下の市町では唯一となる「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を設置するとともに、平成22年3月には「宇部市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(第1次基本計画)」を策定(平成26年3月一部改定)し、各関係機関と連携しながら、DV等の暴力防止に係る啓発活動や、被害者の相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組んでいるところです。

また国においても、「DV防止法」の改正や基本方針(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」)の改定等により、DV対策と児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所を相互に連携・協力すべき機関として明確化していく見直しが行われました。

こうしたことから、前計画によるこれまでの取組の内容を評価・検証し、市民をはじめ各関係機関や各種団体等と協働しながら、総合的かつ計画的にDV対策等を推進するための方針を整備するため、新たな基本計画を策定することとしたものです。

#### 2 計画の性格

- (1)本計画は、「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画として策定するものです。
- (2)「第5次宇部市総合計画(令和4年4月開始予定)」に基づき、本市が取り組む各種個別計画との整合性を図りながら、施策を推進することとします。
- (3)国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、及び、「第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」との整合性を図った計画とします。
- (4)本計画は、「第4次宇部市男女共同参画基本計画(平成4年3月策定予定)」の部門別計画として位置付けるものです。

3

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、上記の期間に関わらず必要に応じて、適宜、計画の見直しを行います。

# 第2章

計画策定の背景

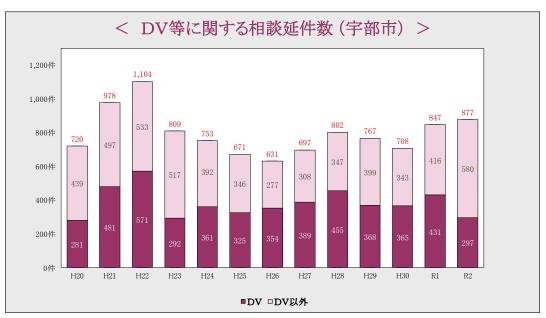
## 第2章 計画策定の背景

#### ▲ 本市への相談状況

1

宇部市配偶者暴力相談支援センターで対応した平成 20 年度以降の相談件数を見ると、多少の増減はあるものの、近年は延べ 700~900 件程度と、ほぼ横ばいの状態となっています。

また、相談内容別に見ると、約半数がDVを主訴とするものでしたが、令和2年度では親族や交際相手、近隣とのトラブルといったDV以外の相談件数も伸びてきており、個別の被害状況が複雑・多様化していることがうかがえます。



宇部市配偶者暴力相談支援センター

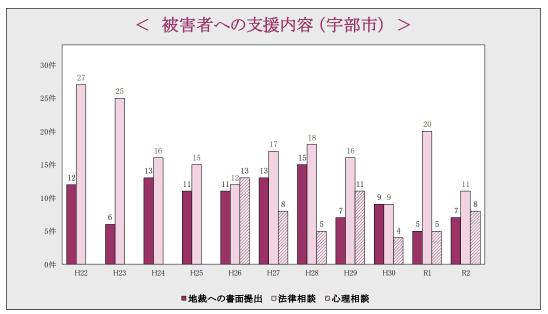
#### 2 本市の取組状況

本市では、平成14年6月に「宇部市男女共同参画推進条例」を制定し、配偶者等に身体的 又は精神的な苦痛を著しく与える行為を禁止するとともに、平成22年3月に策定した「宇部市 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」に基づき、DV対策について積 極的に取り組んでいます。

また、複雑・多様化するDV関連の相談内容に対して適切な対応を行うには、各関係機関の連携が不可欠であるため、平成17年12月には、山口県男女共同参画相談センターや宇部警察署等をはじめとする各関係機関及び庁内関係部署による「宇部市DV防止支援ネットワーク」を立ち上げ、適切かつ効果的に被害者からの相談の対応や自立支援等を行っています。

さらに、平成 19 年 7 月にはDV防止法が改正され、市町村における配偶者暴力相談支援センター業務の実施が努力義務とされたことに伴い、本市においては、平成 20 年 4 月に宇部市配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の緊急時の安全確保に努めるとともに、被害者

が裁判所への保護命令の申立てやその他の法的手続を行う際の助言や支援を行っています。



宇部市配偶者暴力相談支援センター

# 第3章

これまでの取組の検証

## 第3章 これまでの取組の検証

#### 第1次基本計画の進捗状況

1

平成 22 年度から令和 3 年度までの 12 年間を計画期間とする「宇部市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(第 1 次基本計画)」(平成 26 年 3 月一部改定)では、「未然防止のための学習・啓発の推進」、「被害者が安心して相談できる体制の充実」、「被害者の安全確保のための体制の整備」、「被害者の自立に向けての支援の充実」、「関係機関等との連携」を目指す取組を進めてきました。

DVをはじめとする男女間の暴力に対しては、宇部市配偶者暴力相談支援センターを中心として、さまざまな関係機関等が相互に連携しながら相談業務や支援事業などにあたっており、アンケート調査の結果では、DVの被害経験があると回答した人の割合は増加しています。

また、同センターの認知度は 10.4%で、前回の調査に比べて 1.5 ポイント低くなっており、相談窓口を知らない人の割合は 6.5%と低い状況です。

近年は、いわゆる「夫から妻への身体的暴力」という従来からある典型的なDVに加え、精神的・経済的・性的な暴力も多く見られるようになり、相談内容も複雑・多様化してきました。

児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)では、子どもの目の前でDVが行われることも児童虐待に含まれるとされており、DVと児童虐待は重複して発生するなど関連性が認められることから、被害者の子どもについても、児童相談所等の各関係機関とも連携しながら、適切な保護及び支援等を行うことが重要となっています。

さらに、親子や親族関係のトラブルや被害者が男性や外国人であるケースなども増えている ため、今後はあらゆる状況にも柔軟に対応できるよう相談員の資質向上を図るとともに、同センタ 一のさらなる周知に努めていく必要があります。

#### 【数値目標と達成状況】(※「第4次宇部市男女共同参画基本計画」からの再掲として記載した。)

内容	R3 目標値	R2 実績値	達成度
自分自身を含め、身近な人の中に配偶者による暴力の 被害者がいる割合	10.0%以下	17.0%( <u>%</u> ) (R3.6.1)	× (△170.0%)
宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度	50.0%	10.4% (R3.6.1)	× (20.8%)

※…「あなたはこれまでに配偶者から、次のようなこと(身体的暴行・心理的暴行・性的強要)をされたことがありますか。」との問いに対し、1回以上あったと回答した人の平均値を記載したため、単純比較はできない。

男女間の暴力に関する市民の意識を把握するため、市民 2,000 名 (男女各 1,000 名)を対象にアンケート調査を実施しました。

(※詳細については、参考資料のとおり。)

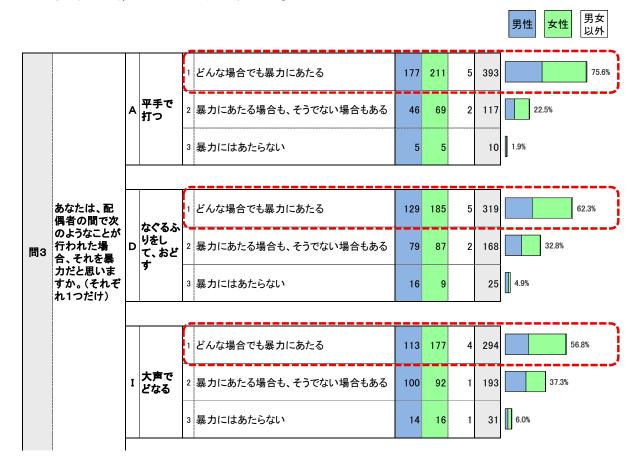
#### ◆市民アンケート調査の結果から(一部抜粋)

「宇部市配偶者暴力相談支援センター」では年間延べ 700~900 件の相談を受けており、また、さまざまな機会を活用しながら周知拡大に努めてきましたが、専門相談窓口として浸透しているのは警察署のみであり、DV被害に悩んでいる方々へ必要な情報が行き届いていなかったり、あるいは、実際に暴力を受けていながらそれを相談できていない、隠れたDV被害者が多くいる可能性があることが分かりました。

今後は、相談機能のさらなる充実を図るとともに、多様な手法や媒体を用いながら、効果的なPR方法を模索していく必要があります。

#### 【考察・まとめ】

◆DVにあたる行為を正しく認識できる人の割合が十分とは言えないため、DVについて正し い認識と理解を深めていく必要がある。

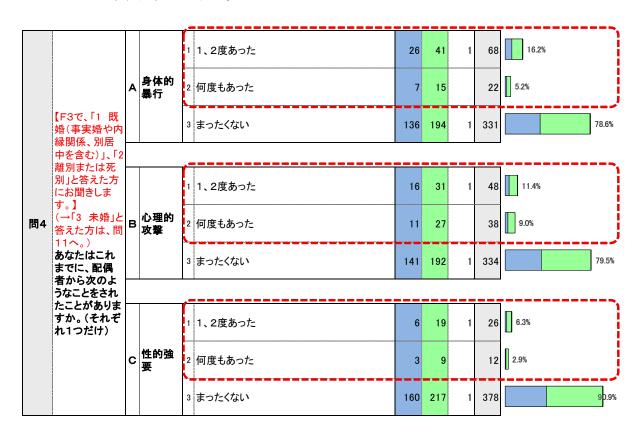




◆警察署の認知度に比べ、本市の配偶者暴力相談支援センターは約10人に1人しか知らない状態であり、また、相談先自体を全く知らない方々も決して少なくない。

		5	警察署	166	223	4	393	35.7%
		7	市役所	64	76	1	141	12.8%
		1	宇部市配偶者暴力相談支援センター	43	70	1	114	10.4%
		9	民間の専門家や専門機関(弁護士、カウン セラー、民間シェルターなど)	39	63	1	103	9.4%
	あなたは、配偶者からの暴	2	山口県男女共同参画相談センター(配偶者 暴力相談支援センター)	38	59	1	98	8.9%
問2	カについて、相談できる窓口を知っていますか。 次の中から、知っているものはでくだ		相談できる窓口として知っているところはない	36	34	1	71	6.5%
	のすべてにOをつけてくだ さい。(いくつでも)	8	裁判所	23	42		65	5.9%
		6	法務局、人権擁護委員	26	25		51	4.6%
		3	DV相談+(プラス)	15	15		30	2.7%
		4	#8008(DV相談ナビ)	6	22	2	30	2.7%
		10	その他	1	2	1	4	0.4%

◆約6人に1人がDVの被害経験があると回答しているが、家庭内や身近な間柄において行われるため、潜在化しやすい。



◆DV被害を受けながらも、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した方が最多となり、DV被害を相談することの難しさに加え、いざという時に専門の相談窓口を利用できる人が少ない事実がうかがえる。

		•														
		16	どこ(誰)にも相談しなかった	20	20		40	72.7%								
		14	友人・知人に相談した	1	6	1	8	14.5%								
		13	家族・親戚に相談した	1	2		3	5.5%								
		12	職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、 部下など)に相談した		2		2	3.6%								
		8	裁判所に相談した		1		1	1.8%								
		15	その他		1		1	1.8%								
	【問4で、A~Cのうち1年以内に1つでも、「1、2度あった」、「何度もあった」と答え	1	宇部市配偶者暴力相談支援センターに相談した					0.0%								
	た方にお聞きします。】 (→A~Cのすべてが1年以内に1つもなかったと答えた方は、問10へ。) あなたは、配偶者から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(い	2	山口県男女共同参画相談センター(配偶者 暴力相談支援センター)に相談した					0.0%								
		方は、問10へ。) あなたは、配偶者から受け たそのような行為につい て、誰かに打ち明けたり、	方は、問10へ。) あなたは、配偶者から受け たそのような行為につい て、誰かに打ち明けたり、 相談したりしましたか。(い	3	DV相談+(プラス)に相談した					0.0%						
				相談したりしましたか。(い	4	#8008(DV相談ナビ)に相談した					0.0%					
		5	警察署に連絡・相談した					0.0%								
										6	法務局、人権擁護委員に相談した					0.0%
		7	市役所に相談した					0.0%								
		9	民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)に相談した					0.0%								
		10	医療関係者(医師、看護師など)に相談した					0.0%								
		11	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した					0.0%								

◆「面前DV(親などが子どもの目の前でDVを行う)」などの心理的虐待や身体的虐待を受けた子どもも少なからず存在しており、深刻な問題となっている。

		6	まったくない	131	182	3	316	37.3%
	【子どもがいる方にお聞きします。】	4	心理的虐待(子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、無視する、他の兄弟姉妹と著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど)	4	14		18	5.0%
FF 4 0	(→子どもがいない方は、問 11へ。)	5	その他	4	8	1	13	3.6%
	問10 あなたの子どもは18歳に なるまでの間に、配偶者か ら次のようなことをされたこ とがありますか。(いくつで も)	1	身体的虐待(なぐる、ける、たばこの火を押しつける、激しく 揺さぶる、長時間外に放置するなど)	3	9		12	3.3%
		3	ネグレクト (病気やけがをしても適切な処置を施さない、乳幼児を家に置いたまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させる、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど)	1	1		2	0.6%
		2	性的虐待(子どもへの性的行為、性的行為を見せる、児童ボルノの被写体にするなど)		1		1	0.3%

◆DVをはじめとする男女間の暴力を根絶していくためには、学校や家庭、地域など、社会全体で人権尊重の意識を醸成していくことが重要であると考えられている。



## 第4章

計画の基本的な考え方

## 第4章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の基本理念

一人ひとりの基本的人権を擁護し、男女共同参画社会の実現を図るためには、DV防止のための啓発活動から被害者の支援まで積極的な取組が求められます。

相談の受付から被害者の安全確保や自立に向けて、当事者の人権を尊重し安全に配慮した切れ目のない支援を行うとともに、DVに対する正しい理解を図り、決して暴力を許さないという意識を社会へ浸透させることによってDVの予防を図ることは、市民に最も身近な行政機関である地方自治体の重要な責務と言えます。

また、DVのほとんどは家庭内や身近な間柄において行われることや、社会的にも夫婦・パートナー間の問題とされてきたため潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。

そのため、DV被害を受けながらそれがDVだと気づかない被害者や、相談すること自体をためらう被害者も多いことから、本市ではこれらの実態を見逃さず、被害を潜在化させないための取組を積極的に展開していく必要があると考えています。

これに基づき、本計画では、

#### パートナー等からの暴力を許さず、人権が尊重される社会の実現

を目指していくことを、その基本理念といたします。

2 計画の基本目標

#### (1)未然防止のための学習・啓発の推進

DVは重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であることを、市民一人ひとりが深く認識する必要があります。

そのため、若年層から年配層まで幅広い世代を対象に、さまざまな機会を通じて教育、啓 発に取り組みます。

特に、若い世代の男女間で問題となっている交際相手からの暴力については、男女共同 参画情報誌「ぱれっと」や市ウェブサイト等により予防啓発を行うなど、若い世代に向けた取組 についても強化していきます。

また、本市のDVの現状や市民のDVに関する認知度、加害者更生の指導方法等に関する調査研究に努めます。

#### (2)被害者が安心して相談できる体制の充実

宇部市配偶者暴力相談支援センターが、DV被害者にとって最も身近な相談窓口であり、被害者の立場に立ち安心して相談できる機関であることを広く周知します。

また、相談内容も複雑・多様化していることから、事例検討会の開催や講習会の受講などによる相談員や関係職員の資質向上を図るとともに、「宇部市DV防止支援ネットワーク」による

各関係機関との連携を強化し、被害者の精神的な負担を軽減するワンストップサービスに努めるなど、相談体制の充実を図ります。

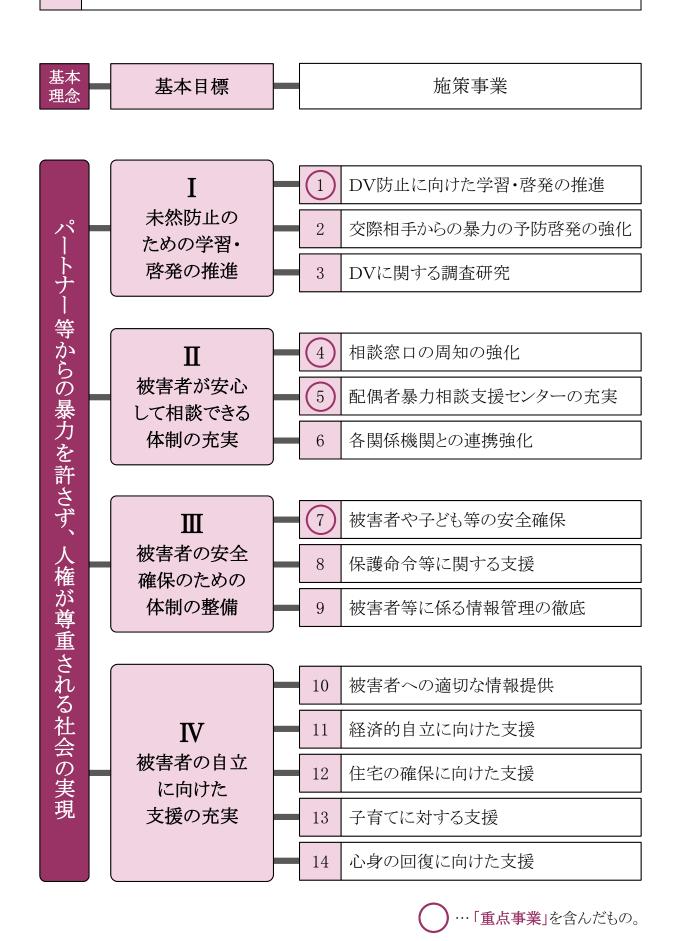
#### (3)被害者の安全確保のための体制の整備

DVは被害者の生命に危険が及ぶ場合や子どもに著しい心理的外傷を与えるものでもあることから、山口県男女共同参画相談センターや宇部警察署等の各関係機関との連携を強化し、緊急時の一時保護等、被害者の安全確保のための体制を整備します。

また、保護命令の申立て等に関する支援や被害者等に関する情報管理の徹底を図ります。

#### (4)被害者の自立に向けた支援の充実

被害者の自立支援に向けて、各自の状況に応じた適切な情報提供に努めるとともに、各関係機関との連携を強化し、必要に応じて生活保護制度や就業支援などの経済的自立に向けた支援、市営住宅や民間シェルター、母子生活支援施設等を活用しての住宅確保に向けた支援、子どもに対する支援等、広範囲にわたる施策や制度を活用しながら、被害者の立場に立ったきめ細かで継続的な支援を行います。



前計画の検証及びアンケート調査の結果を基に課題を整理し、課題の解決につながる取組を、今後、重点事業として取り組むことで、「基本目標」の実現を目指します。

#### 【基本目標 I 】 未然防止のための学習・啓発の推進

主な課題

アンケート調査の結果、「なぐるふりをして、おどす」、「嫌がっているのに、性的な行為を強要する」などといった身体的暴力でない行為も含め、その行為がDVにあたると思う人の割合が十分とは言えない状況である。

DVのほとんどは家庭内や身近な間柄において行われることや、社会的にも 夫婦・パートナー間の問題とされてきたため、潜在化しやすく、被害が深刻 化しやすい。

引き続き、DVを未然に防止していくための意識啓発に取り組む必要がある。



DVについて正しい理解と認識を深め、すべての人が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける行為は許さないという意識を社会全体に普及させるため、学習・啓発を推進し、DVの未然防止に取り組む。

#### 【重点事業】 ◆DV防止に向けた学習・啓発の推進 【数値目標】

課題解決 のための 取組

内 名	基準値	目標値	
	平手で打つ	75.6% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)
	なぐるふりをして、おどす	62.3% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)
右の行為がDVにあたると 思う人の割合	大声でどなる	56.8% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)
	嫌がっているのに、性 的な行為を強要する	83.6% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)
	生活費を渡さない (諸々の費用を負担しない)	68.9% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)

#### 【基本目標Ⅱ】被害者が安心して相談できる体制の充実

主な課題

アンケート調査の結果、過去1年以内に暴力を受けたことがある人のうち、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した人の割合が72.7%となっている。さらに、相談先として、「宇部市配偶者暴力相談支援センター」と回答した人の割合が10.4%で、前回調査と比べて1.5ポイント低くなっており、相談窓口として知っているところはないと回答した人の割合も6.5%で、前回調査と比べて2.3ポイント高くなっているため、相談窓口の周知を強化していく必要がある。



DVは、相談につなげられないことで多数の被害が潜在化していると言われており、必要としている人に相談窓口の情報が届くよう、さらなる周知に取り組む。

また、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、組織的に対応し、被害者の立場に立った利用しやすい相談環境の整備に取り組む。

課題解決 のための 取組

#### 【重点事業】 ◆相談窓口の周知の強化

◆配偶者暴力相談支援センターの充実

#### 【数値目標】

内 容	基準値	目標値
宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度	10.4% (R3.6.1)	30.0% (R8 年度)
「(DV被害を)相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合	6.5% (R3.6.1)	0.0% (R8 年度)
「(DV被害を)誰かに打ち明けたり、相談したりしたか」の問いで、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答する人の割合	72.7% (R3.6.1)	50.0%以下 (R8 年度)

#### 【基本目標Ⅲ】被害者の安全確保のための体制の整備

DVは、被害者が加害者から危害を加えられる恐れがあり、時として被害者の生命に危険が及ぶ場合がある。

主な課題

また、アンケート調査の結果、子どもが 18 歳になるまでの間に配偶者から心理的虐待や身体的虐待を受けたことがあると回答した人の割合が 8.3%となっており、DVと児童虐待は密接に関係していることが多いため、被害者だけでなく、子どもの安全が脅かされる場合がある。

これらのことから、子どもを含めた被害者への支援体制の充実が求められている。



被害者が加害者から危害を加えられる恐れが高い場合は、宇部警察署等を はじめとする各関係機関と連携し、被害者を緊急避難させ、安全な場所で 保護をするなど、適切な支援を行う。

課題解決 のための 取組 また、児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)では、子どもの目の前でDVが行われることも児童虐待に含まれるとされており、DVと児童虐待は重複して発生するなど関連性が認められることから、児童相談所等の関係機関と連携して被害者や被害者の子ども等の安全確保に取り組む。

#### 【重点事業】 ◆被害者や子ども等の安全確保 【数値目標】

内容	基準値	目標値
「(DV被害を)相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合 <再掲>	6.5% (R3.6.1)	0.0% (R8 年度)

# 第5章

計画の内容

## 第5章 計画の内容

基本目標I

未然防止のための学習・啓発の推進

#### 【現状と課題】

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず、家庭内のもめごととして 見過ごされたり、被害者本人も暴力として訴えることができることを知らなかったりと、十分な理解 が得られていない状況にあることが多く、その結果、被害が表面化しづらく、しかも加害者の罪 の意識が薄いという傾向があることから、暴力が激化し被害が深刻化しやすいといった特性があ ります。

一方でパートナーから暴力を受けながらそれをDVだと気づかない被害者や、相談をためらう被害者も多く、さらに最近では、配偶者間だけではなく、若い世代の男女間で問題となっている交際相手からの暴力(デートDV)も増えてきています。

令和3年6月~7月に実施した市民アンケート調査の結果でも、過去1年以内の配偶者からの暴力を、どこ(誰)にも相談しなかった上位の理由として、「相談するほどのことではないと思ったから(16.2%)」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから(15.2%)」等、被害者が自分の被害を矮小化する傾向がありました。

DVやストーカー、性暴力など、あらゆる暴力を防止していくためには、全ての人が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体に普及していくことが必要であることから、家庭・学校・職場・地域のあらゆる場所や、男女共同参画情報誌「ぱれっと」・市ウェブサイト等のさまざまな手法を活用しながら、DVについて正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を実施し、DV防止に向けた意識の高揚を図ります。

特に、DV等の暴力を根絶するためには、幼少期からの発達段階に応じた意識啓発が重要であるため、学校の教育活動全体を通して、子どもたちの人権尊重・男女平等の意識を高める教育・啓発の推進など、若い世代に向けた取組についても強化していきます。

このほか、今後のDV防止や被害者支援についての基礎資料とするため、DVに関する本市の現状や市民意識、社会的な更生を含む加害者対策等について調査研究に努めていきます。

#### 【施策事業】

重 … 重点事業

事業名	事業内容	担当課
【1】DV防止に向けた学習・啓発の推進	ア 広報うべや情報誌「ぱれっと」、市ウェブサイト等を活用し、広く市民への意識啓発を行います。 イ「女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日~25日)」等に合わせて、重点的に広報活動を実施します。	人権·男女共同 参画推進課

	ウ 市民がDVの防止に関する正しい理解と認識を得られるよう、講座、講演会等を開催します。 エ 職場や地域などでのDVの防止に関する啓発講座の開催を促進するとともに、民間支援団体の協力を得ながら、さまざまな学習機会の充実を図ります。 オ 学校の教育活動全体を通して、人権尊重や男女平等の意識を高める教育の推進を図りま	人権教育課
	す。  カ 外国人や障害のある人等に情報を提供する ために、外国語、点字及び音声コードを添付 したパンフレットや相談窓口のPRカード等を 作成し、啓発に努めます。	人権・男女共同 参画推進課 観光・グローバル 推進課 障害福祉課
【2】交際相手からの暴力 の予防啓発の強化	ア 市民がデートDVの防止に関する正しい理解と認識を得られるよう、広報うべや情報誌「ぱれっと」、市ウェブサイト等を活用し、広く意識啓発を行います。 イ 学校・職場・地域と連携し、人権尊重の意識の高揚と暴力を許さない社会の実現に向けた啓発を実施します。	人権·男女共同 参画推進課 人権教育課
【3】DVに関する調査研究	ア DVに係る本市の現状や市民意識について、必要に応じて調査研究を行い、その成果を今後の施策に反映するよう努めます。 イ 加害者の更生を含む加害者対策については、国において調査研究段階にあるため、国の動向を注視し情報収集するとともに、今後の施策に反映するよう努めます。	人権·男女共同 参画推進課

#### 【数値目標】

#### 重 … 重点事業

内	容	基準値	目標値	担当課
	平手で打つ	75.6% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)	人権·男女共同 参画推進課
	なぐるふりをして、	62.3%	90.0%	人権·男女共同
	おどす	(R3.6.1)	(R8 年度)	参画推進課
右の行為がDVにあ	大声でどなる	56.8%	90.0%	人権·男女共同
たると思う人の割合		(R3.6.1)	(R8 年度)	参画推進課
重	嫌がっているの に、性的な行為を 強要する	83.6% (R3.6.1)	90.0% (R8 年度)	人権·男女共同 参画推進課
	生活費を渡さない	68.9%	90.0%	人権·男女共同
	(諸々の費用を負担しない)	(R3.6.1)	(R8 年度)	参画推進課

#### 【求められる役割】

主体	主な役割
市民	DVの起こる仕組みについて正しく学ぶ。
事業者	人権に関する研修機会の提供に努める。
行政(本市)	学習機会の提供に努め、被害者も加害者もつくらない市民意識を醸成する。

容

#### 【現状と課題】

DVは、相談につなげられないことで多数の被害が潜在化していると言われており、市民アンケート調査の結果でも、過去 1 年以内に暴力を受けたことがある人のうち、「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した人が全体の 72.7%を占め、さらに、相談先として宇部市配偶者暴力相談支援センターを知っている割合が 10.4%という著しく低い認知度であったことから、必要としている人に情報が届いていないと考えられるため、相談窓口のさらなる周知に取り組みます。

宇部市配偶者暴力相談支援センターでは、専門の相談員が常に複数体制で相談業務にあたっており、その相談内容は複雑多岐に渡っています。

このため、庁内関係部署との連携が求められるものも多く、被害者に対する支援が複数部署に関わるものについては、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、各担当窓口の職員が同センターに出向くなど、ワンストップサービスに努めるとともに、継続した支援を提供できるよう、より一層連携を強化する必要があります。

さらに、法的な立場からの助言や法的手段を要する事例については、弁護士による法律相談で対応しているほか、必要に応じて、臨床心理士による心理カウンセリングを実施します。

また、相談員や関係職員は、被害者への不適切な対応によって当事者の気持ちをさらに傷つけてしまう「二次被害」の防止や、被害者に対し適切な情報提供・的確な助言を行う必要があるため、研修・講座等の受講により、一層の資質向上を図ります。

その一方で、相談員自身がストレスを感じ、心の問題を抱えてしまうこともあるため、相談員が被害者と同様の精神的ダメージを受けてしまう「二次受傷」を予防するための支援を充実させる取組を推進していきます。

#### 【施策事業】

重 … 重点事業

事業名	事業内容	担当課
【4】相談窓口の周知の 強化 重	ア 広報うべや情報誌「ぱれっと」、市ウェブサイト等の活用やPRカードやパンフレットの配布により、宇部市配偶者暴力相談支援センターをはじめとする各種相談窓口の周知を図るとともに、より効果的な情報発信の方法について研究します。 イ SNS等をはじめとするウェブ媒体を活用し、情報の届きにくい若い世代に向けた効果的な周知に努めます。 ウ NPOなど、市民活動団体等に情報提供し、相談窓口の周知を図ります。 エ 性暴力に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」の周知に努めます。	人権·男女共同参画推進課

【5】配偶者暴力相談支 援センターの充実 重	ア 各関係機関と連携しながら、組織的対応に よるきめ細かな相談を行うとともに、被害者の 精神的な負担の軽減を図るため、ワンストップ サービスに努めます。	人権·男女共同 参画推進課 〈関係各課〉
	イ 相談員や関係職員の資質向上を図るため、 国・県等が開催する研修会等に派遣します。 ウ 弁護士や臨床心理士による専門相談業務を 実施します。 エ 被害者の自立のために、保護命令の申立 て、住宅の確保、就業機会の確保など、各関 係機関との調整などの支援を行います。 オ 男性の被害者が相談できる機会を確保しま す。 カ 多様な相談環境の整備など、被害者の立場 に立った利用しやすい相談等の対応を行い ます。	人権•男女共同参画推進課
	キ 被害者が外国人の場合には、相談内容を十分把握するため、外国語通訳者の確保に努めるなど、各関係機関との連携を図ります。	人権・男女共同 参画推進課 観光・グローバル 推進課
	ク ストーカー行為やSNSをはじめとするインターネット上の嫌がらせ行為等に対して、警察署との連携による支援を図ります。 ケ「二次受傷」の予防など、相談員等に対するサポート体制の充実を図ります。 コ 被害者がLGBT等をはじめとする性的マイノリティ当事者の場合もあるため、各支援団体や医療機関等の情報収集に努めます。	人権·男女共同 参画推進課
【6】各関係機関との連携強化	ア 宇部市DV防止支援ネットワークを通して各関係機関相互の連携を強めるとともに、ネットワークの機能充実に努めます。 イ 被害者の状況によって各関係機関との広域的な連携が必要となる場合も考えられることから、他県、他市町との連携に努めます。 ウ 民間支援団体に対し情報提供を行うとともに、連携・協働して施策の推進に取り組みます。	人権•男女共同参画推進課

エ 相談者からの苦情の申し出を受けたときは、 適切かつ迅速に対応するとともに、苦情の処 理内容について、関係職員間で情報の共有 化を図り、連携して苦情の解決に努めます。 人権·男女共同 参画推進課 〈関係各課〉

## 【数値目標】

重 … 重点事業

内 容	基準値	目標値	担当課
宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度	10.4% (R3.6.1)	30.0% (R8 年度)	人権·男女共同 参画推進課
「(DV被害を)相談できる窓口として知っ ているところはない」と回答する人の割合 重	6.5% (R3.6.1)	0.0% (R8 年度)	人権·男女共同 参画推進課
「(DV被害を)誰かに打ち明けたり、相談 したりしたか」の問いで、「どこ(誰)にも相 談しなかった」と回答する人の割合 重	72.7% (R3.6.1)	50.0%以下 (R8 年度)	人権·男女共同 参画推進課

※「第4次宇部市男女共同参画基本計画」からの再掲として記載した。

## 【求められる役割】

主体	主 な 役 割
市民	相談窓口等の情報収集を行うとともに、被害を疑われる方への情報提供を行う。
行政(本市)	配偶者暴力相談支援センターの周知拡大や、各種相談体制の強化に努める。

## 【現状と課題】

DVは、時として被害者の生命に危険が及ぶ場合もあります。

例えば、被害者が加害者から危害を加えられる恐れが高い場合は、宇部警察署等をはじめと する各関係機関と連携し、被害者を緊急に避難させ、安全な場所で保護するとともに、保護命 令制度の活用など、適切な支援を行う必要があります。

特に、緊急時における被害者の保護については、本人の意思に基づき、山口県男女共同参画相談センターや社会福祉施設等に一時的な保護を依頼するなど、適切に対応します。

また、DVと児童虐待は密接に関係していることが多く、また、直接子どもに対して向けられた 行為でなくとも、子どもの前でDVが行われる「面前DV」は心理的虐待に当たることから、各関係 機関と連携して被害者及び子どもの安全確保を図ります。

なお、本市の各関係部署で保有している被害者情報に関しては、個人情報の保護に留意するとともに、適切な取扱いに努めていきます。

# **「重」… 重点事業**

事業名	事業内容	担当課	
【7】被害者や子ども等の 安全確保 重	ア 被害者の安全を確保するため、山口県男女 共同参画相談センター等と連携し、避難場所 の提供や、必要に応じて同行支援を行うな ど、被害者の安全確保を図ります。	人権·男女共同 参画推進課	
	イ 児童虐待の被害(疑いを含む)がある場合 は、山口県宇部児童相談所や学校関係者と の連携も図り、子どもの安全確保に努めます。 また、高齢者虐待や障害者虐待にも当たると 思われる場合は、その事案に応じ、各関係機 関と連携して、被害者の安全確保に努めま す。	人権・男女共同 参画推進課 地域福祉・指導 監査課 障害福祉課 こども・若者応援 課 教育支援課	
	ウ 被害者・親族や支援者等に対し、その安全 確保のため、状況に応じて、警察署等の相談 窓口の紹介や、被害者等からの同意のもと に、警察署への情報提供を行うなど必要な対 応を行います。	人権·男女共同 参画推進課	

	エ 夜間、休日等時間外の被害者の対応は、警察署の相談窓口や山口県男女共同参画相談センターで行っているため、これらの各関係機関の相談窓口の周知に努めるとともに、連携をより強化し、被害者の安全確保を図ります。	
【8】保護命令等に関する 支援	ア 被害者が保護命令制度を適切、迅速に利用できるよう、制度の情報提供やその手続きについて助言するなど、必要な支援を行います。 イ 被害者が保護命令制度を利用する際には、裁判所への提出書類の作成について助言を行います。	人権·男女共同 参画推進課
	ウ 生命又は身体に危害を受ける恐れのある被 害者に対して、住民基本台帳事務における支 援措置についての情報提供を行うとともに、 被害者の申し出により、その支援を行います。	人権·男女共同 参画推進課 市民課
【9】被害者等に係る情報 管理の徹底	ア 選挙管理委員会や国民年金、国民健康保 険、後期高齢者医療制度、介護保険、住民 税など住民基本台帳の情報に基づいて事務 処理を行う部署においては、被害者保護のた めの情報管理を徹底します。	市民税課 市民課 高齢者総合支援 課 保険年金課 選挙管理委員会
	イ 保育園、小学校、中学校等においても、加 害者側の追跡が及ばないよう被害者情報の 適正な管理・運用を徹底します。	保育幼稚園学童 課 教育支援課
	ウ 住民基本台帳の閲覧や記載事項証明書発 行等に関しては、被害者を保護する観点から、住民基本台帳法及び関係法令、国の基 本方針等に基づき取り扱います。	市民課
	エ 被害者・親族や支援者等の安全確保のため、相談内容等に関する情報管理を徹底します。	人権·男女共同 参画推進課

# 【数値目標】

# 重 … 重点事業

内 容	基準値	目標値	担当課
「(DV被害を)相談できる窓口として知っているところはない」と回答する人の割合	6.5%	0.0%	人権·男女共同
<再掲>	(R3.6.1)	(R8 年度)	参画推進課

# 【求められる役割】

主体	主 な 役 割
市民	DV被害が疑われる場合に、相談窓口の紹介や専門機関への通報に協力する。
行政(本市)	緊急時に備え、各関係機関との広域的な連携・支援体制を構築する。

容

## 【現状と課題】

被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、経済的な問題や安全な住居の確保子どもの養育など、さまざまな問題に対する適切な情報提供や的確な助言が必要です。

また、被害者が安心して生活できるためには、当面の生活費や生活用品の確保など、金銭面での不安や、安全な生活を送るための住居の不安を解消する必要があり、加えて、将来にわたり安定した生活をするには、就業の機会を得ることが必要となってくる場合があります。

これらの不安に対処するためには、各関係機関が連携し、被害者の状況に応じて、各種手当や支援制度、市営住宅や母子生活支援施設、就業相談や職業訓練の活用など、きめ細かな支援を継続していくことが重要です。

また、被害者に子どもがいる場合には、保育・教育等についても不安や悩みを抱えるなど多くの問題に直面することから、子どもに対する支援についての情報提供や直接的な支援などを行うことにより、被害者の不安等の問題を取り除くことが求められます。

このほか、DVの被害者は、身体的なものだけでなくさまざまな形で暴力を受け、精神的に不安定な状態であることがほとんどです。

このような状態から一日も早く回復するためには、多くの時間と広範囲にわたる支援が必要であり、また被害者が自立して生活していくためには、地域において被害者の人権が守られるように支援することが大切であることから、本市では今後も当事者の気持ちに寄り添いながら、一人ひとりの被害状況や生活環境等の実態に応じた自立支援の充実に努めていきます。

## 【施策事業】

事業名	事業内容	担当課		
【10】被害者への適切な情報提供	ア 保護命令、離婚調停等の司法手続きや、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律 扶助制度(※1)などの情報提供を行います。 イ 被害者の状況に応じて、児童手当、児童扶養手当等の福祉制度や、国民健康保険や国民年金制度等の手続きについて、情報提供を行います。 ウ 被害者の状況に応じて、市営住宅の入居手続き、民間団体等のステップハウス(※2)、民間賃貸住宅などの情報提供を行います。 エ 被害者の状況に応じて、児童福祉施設や保育園、就学等の支援について、情報提供を行います。 オ 必要に応じ、広報うべ、情報誌「ぱれっと」、市ウェブサイト等で自立支援に係る最新の情報提供を行います。	人権·男女共同参画推進課		

【11】経済的自立に向けた支援	ア 子どもがいる場合は、被害者の状況に応じて、児童手当、児童扶養手当、医療費助成制度など受けられる制度で自立に向けた経済的支援を行います。	子育て支援課
	イ 被害者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度に基づき、被害者(生活困窮者)からの相談を受け付け、個々の状況にあった支援プランの作成等を行い、各関係機関と連携して自立に向けた各種支援を実施します。	地域福祉·指導 監査課
	ウ 最低限度の生活維持が困難な場合は、生活 保護法等の定めるところにより支援します。	生活支援課
	エ 公共職業安定所と連携を図り、就業相談、職業訓練、職業紹介など、被害者の状況に応じた就業支援に努めます。	人権·男女共同 参画推進課
	オ 国民健康保険や国民年金制度について は、被害者の状況に応じた支援を行います。	保険年金課
	カ 被害者の状況に応じて、子供服や制服を含む学用品及びフードバンク事業を活用した食品等の提供支援を行います。	廃棄物対策課
【12】住宅の確保に向けた支援	ア 居住する住宅が確保できるまでの間、被害者の状況に応じて市営住宅の一時入居を実施します。 イ 市営住宅の入居については、優先入居対象者として、入居の抽選において当選倍率の優遇措置を講じます。	住宅課
	ウ 被害者の状況に応じ、市外の母子生活支援 施設との連携と活用を図ります。	こども・若者応援 課
【13】子育てに対する支 援	ア 同伴家族に乳幼児がいる場合、被害者の状況に応じて家庭訪問の実施や、継続的な電話相談など、子育てについての不安や悩みの解消に努めます。	障害福祉課 健康増進課 こども・若者応援 課
	イ 保育園への入所、学童保育の利用、学区外 就学の弾力的な運用については、被害者の 状況に応じた支援を行います。	保育幼稚園学童 課 学校教育課
	ウ 子どもの状況を把握し、必要に応じてスクー ルカウンセラーや児童相談所等による心のケ アにつなげます。	こども・若者応援 課 教育支援課

【14】心身の回復に向けた支援	ア 被害者が心身の安定を取り戻すために、公 的機関、保健・医療機関、民間団体との連携 を深め、適切な相談機関や自助グループ等 の活動についての情報提供に努めます。	人権・男女共同 参画推進課 障害福祉課 高齢者総合支援 課 健康増進課 こども・若者応援 課
	イ 被害者の意思を尊重したうえで、民生委員・ 児童委員や学校関係者などの協力を得て、 声かけなど、地域に定着して暮らしていくため の支援を行います。	地域福祉·指導 監査課 教育支援課
	ウ 被害者の状況に応じ、電話等により被害者 の現状を把握し、継続的に必要な支援を行う よう努めます。	人権·男女共同 参画推進課

## ※1…民事法律扶助制度

離婚や金銭、不動産など民事の紛争を抱える人で、収入が一定基準以下の人に対し、無料法律相談や裁判代理費用の立替などの援助を行う制度

## ※2…ステップハウス

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設

## 【求められる役割】

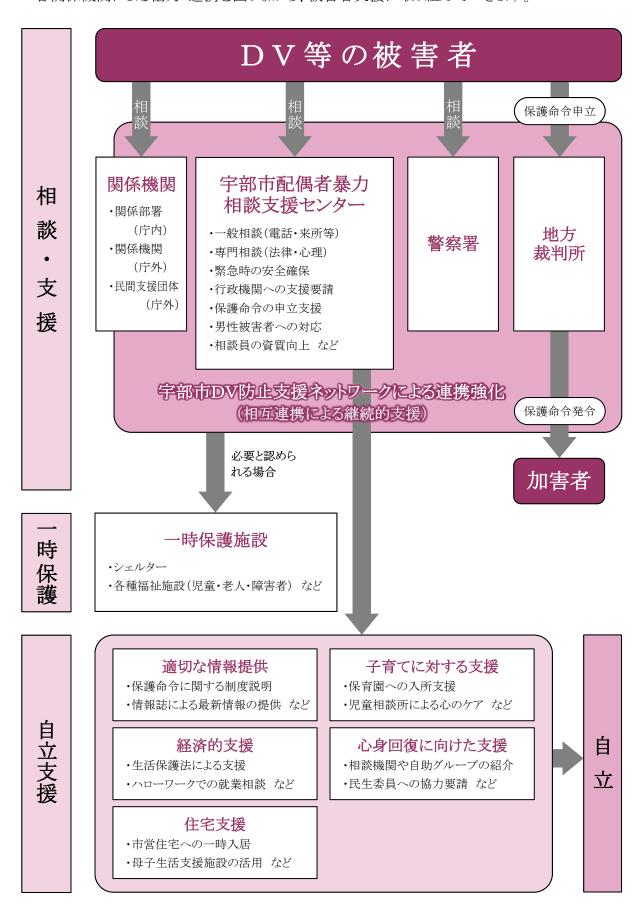
主 体	主な役割				
市民	相談窓口や各種支援制度等の情報収集を行い、必要に応じて活用する。				
行政(本市)	被害者のさまざまな状況に合わせ、その心に寄り添い、自立への支援を行う。				

# 第6章

被害者支援の流れ

# 第6章 被害者支援の流れ

各関係機関による協力・連携を図りながら、被害者支援に取り組んでいきます。



# 参考資料

「男女間の暴力に関する市民アンケート調査」実施結果	44
「男女共同参画に関する市民ワークショップ」発表意見	60
DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	62
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)	72
宇部市DV防止支援ネットワーク設置要領	77

# 「男女間の暴力に関する市民アンケート調査」実施結果

【対象者】 宇部市内に在住する令和3年4月1日現在で20歳以上の者

【調査期間】 令和3年6月29日~7月20日

【調査方法】住民基本台帳に基づく無作為抽出: 2,000人(男女各1,000人) (※郵送による。)

【回答数】 559人(回答率: 28.0%)

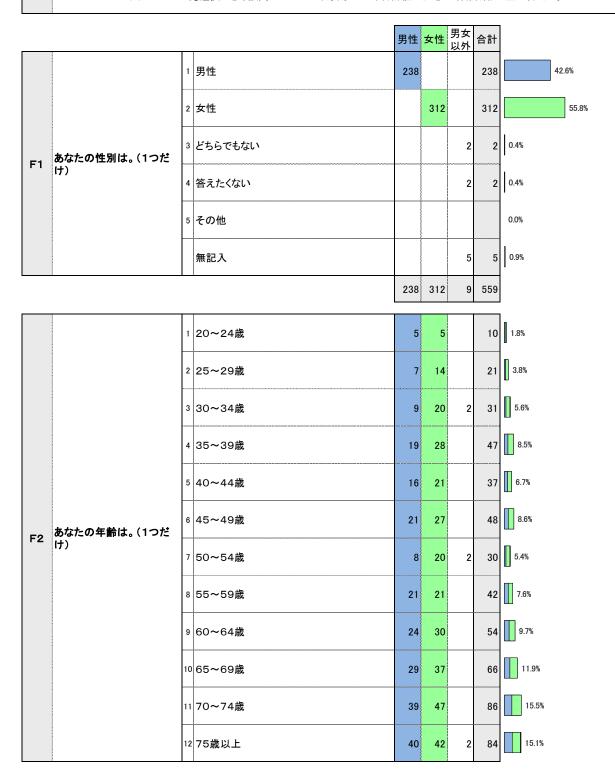
査の

【留意事項】(1)各設問の回答割合(%)は、合計値を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、

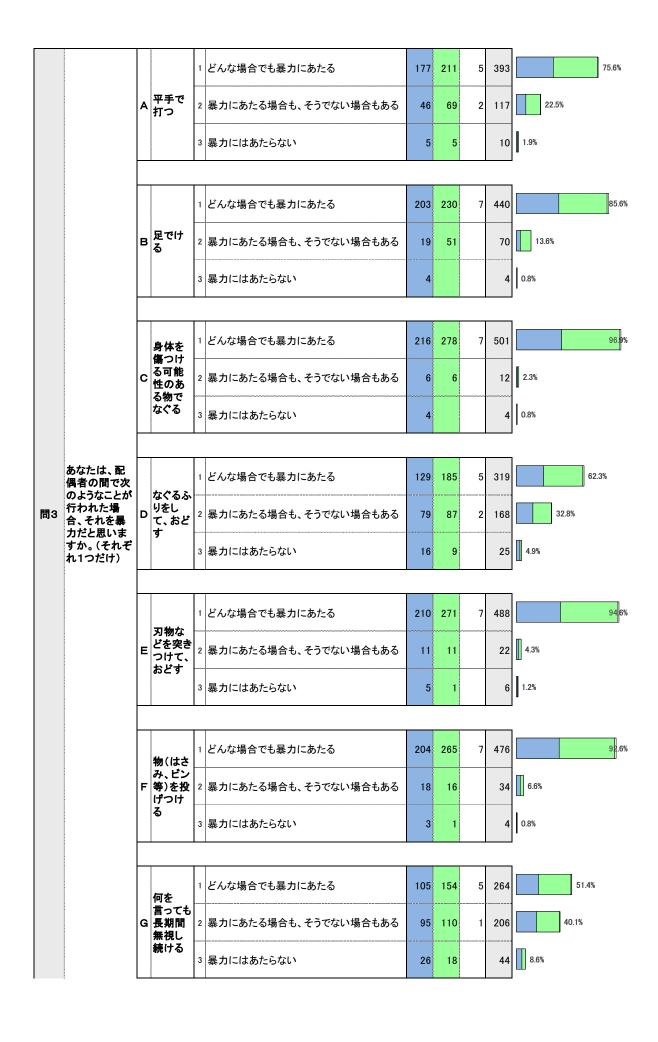
内訳の合計が100%とならない場合がある。

(2)「1つだけ」を選択する設問に対し、2つ以上の回答があったものは、全て「その他1件」として集約した。 (※その他がない場合は全て無効とした。)

(3)「いくつでも」選択できる設問については、原則として、合計値の大きい順(降順)で並べ替えた。



	あなたは結婚しています か。(1つだけ)	1	既婚(事実婚や内縁関係、別居中を含む)	163	181	3	347	62.5%	
F3		2	離別または死別	30	89	1	120	21.6%	
		3	未婚	44	42	2	88	15.9%	
F4	あなたにはお子さんがおら	1	子どもがいる	173	240	4	417	75.0%	
F4	れますか。(1つだけ)	2	子どもはいない	65	72	2	139	25.0%	
	あなたは、「配偶者からの	1	法律があることも、その内容も知っている	97	111	2	210	39.4%	
問1	暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(DV 防止法)」を知っています	2	法律があることは知っている(聞いたことがある)が、内容はよく知らない	120	166	5	291	54.6%	
	か。(1つだけ)	3	法律があることを知らなかった	14	18		32	6.0%	
		5	警察署	166	223	4	393	35.7%	
		7	市役所	64	76	1	141	12.8%	
		1	宇部市配偶者暴力相談支援センター	43	70	1	114	10.4%	
		9	民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)	39	63	1	103	9.4%	
	あなたは、配偶者からの暴 力について、相談できる窓	2	山口県男女共同参画相談センター(配偶者 暴力相談支援センター)	38	59	1	98	8.9%	
問2	フについて、相談できる版 口を知っていますか。 次の中から、知っているも のすべてに〇をつけてくだ さい。(いくつでも)	11	相談できる窓口として知っているところはない	36	34	1	71	6.5%	
		8	裁判所	23	42		65	5.9%	
		6	法務局、人権擁護委員	26	25		51	4.6%	
		3	DV相談+(プラス)	15	15		30	2.7%	
		4	#8008(DV相談ナビ)	6	22	2	30	2.7%	
		10	その他	1	2	1	4	0.4%	



	「誰のお かげで	1	どんな場合でも暴力にあたる	135	197	5	337	65.4%
н	生活で きるん だ」と か、「か	2	暴力にあたる場合も、そうでない場合もある	74	74	1	149	28.9%
	いしょう なし」と 言う	3	暴力にはあたらない	17	12		29	5.6%
		1	どんな場合でも暴力にあたる	113	177	4	294	56.8%
I	大声で どなる	2	暴力にあたる場合も、そうでない場合もある	100	92	1	193	37.3%
		3	暴力にはあたらない	14	16	1	31	6.0%
	嫌がっ	1	どんな場合でも暴力にあたる	190	238	5	433	83.6%
	ている のに、性 的な行	2	暴力にあたる場合も、そうでない場合もある	31	45	2	78	15.1%
	為を強 要する	3	暴力にはあたらない	6	1		7	1.4%
	見たくな							
	いのに、 アダルト ビデオ		どんな場合でも暴力にあたる	163		4	385	74.6%
K	(動画) やポル ノ雑誌を		暴力にあたる場合も、そうでない場合もある 	49		1		19.6%
	見せる	3	茶川にはのだりない。	15	14	1	30	J 3.5%
	生活費を渡さな	1	どんな場合でも暴力にあたる	137	214	4	355	68.9%
L	で い(諸々 の費用 を負担	2	暴力にあたる場合も、そうでない場合もある	67	55	2	124	24.1%
	しない)	3	暴力にはあたらない	22	14		36	7.0%
		1	どんな場合でも暴力にあたる	103	180	4	287	55.5%
М	交友関 係や電 話を細 かく転担	2	暴力にあたる場合も、そうでない場合もある	100	88	2	190	36.8%
	かく監視 する	3	暴力にはあたらない	23	16	1	40	7.7%
	外出さ せない (部屋に		どんな場合でも暴力にあたる 	192 26	258 22	6	456 48	9.3%
N	鍵をか		マッシュ・マンス・マングス・ロー・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	20	22		40	0.0%

			友人や親戚と	1	どんな場合でも暴力にあたる	116	169	3	288	55.8%
		0	のはき	2	暴力にあたる場合も、そうでない場合もある	89	104	3	196	38.0%
			制限する	3	暴力にはあたらない	21	11		32	6.2%
			Миниципа «Аналия» «А	1	1、2度あった	26	41	1	68	16.2%
		A	身体的 暴行	2	何度もあった	7	15		22	5.2%
	【F3で、「1 既婚(事実婚や内線関係、別居中を含む)」、「2離別または死別」と答えた方にお聞きします。】			3	まったくない	136	194	1	331	78.6%
				1	1、2度あった	16	31	1	48	11.4%
問4	(→「3 未婚」と 答えた方は、問 11へ。)	в	心理的 攻撃	2	何度もあった	11	27		38	9.0%
	あなたはこれ までに、配偶 者から次のよ		положения положе	3	まったくない	141	192	1	334	79.5%
	うなことをされ									
	たことがありま すか。(それぞ れ1つだけ)		00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-	1	1、2度あった	6	19	1	26	6.3%
		С	性的強 要	2	何度もあった	3	9		12	2.9%
			<b>Тальностинальной политира</b>	3	まったくない	160	217	1	378	90.9%

		16	どこ(誰)にも相談しなかった	20	20		40	72.7%
		14	友人・知人に相談した	1	6	1	8	14.5%
		13	家族・親戚に相談した	1	2		3	5.5%
		12	職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、 部下など)に相談した		2		2	3.6%
		8	裁判所に相談した		1		1	1.8%
		15	その他		1		1	1.8%
	【問4で、A~Cのうち1年以内に1つでも、「1、2度あった」、「何度もあった」と答え	1	宇部市配偶者暴力相談支援センターに相談した					0.0%
	た方にお聞きします。】 (→A~Cのすべてが1年以内に1つもなかったと答えた方は、問10へ。) あなたは、配偶者から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、	2	山口県男女共同参画相談センター(配偶者 暴力相談支援センター)に相談した					0.0%
問5		3	DV相談+(プラス)に相談した					0.0%
		4	#8008(DV相談ナビ)に相談した					0.0%
	( ) ( ) (	5	警察署に連絡・相談した					0.0%
		6	法務局、人権擁護委員に相談した					0.0%
		7	市役所に相談した					0.0%
		9	民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)に相談した					0.0%
		10	医療関係者(医師、看護師など)に相談した					0.0%
		11	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した					0.0%

						,		
		13	相談するほどのことではないと思ったから	8	8		16	16.2%
		6	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっ ていけると思ったから	7	8		15	15.2%
		11	自分にも悪いところがあると思ったから	10	5		15	15.2%
		3	相談しても無駄だと思ったから	6	8		14	14.1%
		2	恥ずかしくて誰にも言えなかったから	2	4		6	6.1%
		15	別れるつもりがなかったから	5	1		6	6.1%
		7	世間体が悪いと思ったから	3	2		5	5.1%
問6	【問5で、「16 どこ(誰)にも 相談しなかった」と答えた方 にお聞きします。】	8	他人を巻き込みたくなかったから	3	1		4	4.0%
IEJO	どこ(誰)にも相談しなかった主な理由は、次のうちどれですか。(いくつでも)	16	その他		4		4	4.0%
		1	どこ(誰)に相談してよいのか分からなかった から	1	2		3	3.0%
		10	そのことについて思い出したくなかったから	1	2		3	3.0%
		4	仕返しが恐かったから(もっとひどい暴力 や、性的な画像のばらまきなど)		2		2	2.0%
		5	相談相手の言動によって不快な思いをさせ られると思ったから		2		2	2.0%
		9	他人に知られると、これまで通りの付き合い (仕事や学校などの人間関係)ができなくな ると思ったから		2		2	2.0%
		14	自分が受けている行為がDVとは認識してい なかったから	1	1		2	2.0%
		12	相手の行為は愛情の表現だと思ったから					0.0%
	『新畑老むこ』たい古に、昭	1	相手と別れた	1	3		4	7.5%
88 7	【配偶者から1年以内に、問4のA~Cの行為を受けたことがあるすべての方にお聞きます。	2	別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかっ た	4	13	1	18	34.0%
[A] /	きします。】 あなたは、配偶者からそのような行為を受けたとき、どうしましたか、(1つだけ)	3	別れたい(別れよう)とは思わなかった	16	8		24	45.3%
	うしましたか。(1つだけ)	4	その他	2	5		7	13.2%



										ĺ		
				1	10歳代にあった	4	8		12	3.7%		
		A	身体的	2	20歳代にあった	3	16		19	5.9%		
	【問11で、「1	^	暴行	3	30歳代以上にあった	6	13		19	5.9%		
				4	まったくない	116	154	4	274	84.6%		
	交際相手がいた (後に配偶者となった相手も			1	10歳代にあった	1	5		6	1.9%		
88 1 0	含む)」と答え た方にお聞き ます。】 あなたは、交際相手からとなっ のようなことがる りますか。(そ れぞれいくつ	В	心理的	2	20歳代にあった	5	18		23	7.1%		
			攻撃	3	30歳代以上にあった	9	15		24	7.5%		
				4	まったくない	115	150	4	269	83.5%		
	でも)											
			性的強	性的強	性的強	1	10歳代にあった	1	2		3	0.9%
		С				性的強	性的強	性的強	性的強	2	20歳代にあった	1
			<b>要</b>	3	30歳代以上にあった	1	7	1	9	2.8%		
			**************************************	4	まったくない	124	168	3	295	93.4%		

		16	どこ(誰)にも相談しなかった	12	23		35	47.9%
		14	友人・知人に相談した	1	18	1	20	27.4%
		13	家族・親戚に相談した		8		8	11.0%
		5	警察署に連絡・相談した		3		3	4.1%
		15	その他	1	2		3	4.1%
	「問10で A - Cのみt10で		法務局、人権擁護委員に相談した		1		1	1.4%
	【問12で、A~Cのうち1つでも、「10歳代にあった」、「2 0歳代にあった」、「30歳代 以上にあった」と答えた方に お聞きします。】 (→A~Cのすべてが、「まったくない」と答えた方は、問1 8へ。) あなたは、文際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、 相談したりしましたか。(い		裁判所に相談した		1		1	1.4%
88.4.0		9	民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)に相談した		1		1	1.4%
問13		12	職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、 部下など)に相談した		1		1	1.4%
		1	宇部市配偶者暴力相談支援センターに相談した					0.0%
	くつでも)	2	山口県男女共同参画相談センター(配偶者 暴力相談支援センター)に相談した					0.0%
		3	DV相談+(プラス)に相談した					0.0%
		4	#8008(DV相談ナビ)に相談した					0.0%
		7	市役所に相談した					0.0%
		10	医療関係者(医師、看護師など)に相談した					0.0%
		11	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した					0.0%

		13	相談するほどのことではないと思ったから	8	10		18	25.4%
		6	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっ ていけると思ったから	2	6		8	11.3%
		11	自分にも悪いところがあると思ったから	3	5		8	11.3%
	【問13で、「16 どこ(誰)に も相談しなかった」と答えた 方にお聞きします。】 どこ(誰)にも相談しなかっ た主な理由は、次のうちど れですか。(いくつでも)	2	恥ずかしくて誰にも言えなかったから	1	4		5	7.0%
		3	相談しても無駄だと思ったから	2	3		5	7.0%
		10	そのことについて思い出したくなかったから		4		4	5.6%
		1	どこ(誰)に相談してよいのか分からなかった から	1	2		3	4.2%
問14		4	仕返しが恐かったから(もっとひどい暴力 や、性的な画像のばらまきなど)		3		3	4.2%
D  14		7	世間体が悪いと思ったから		3		3	4.2%
		9	他人に知られると、これまで通りの付き合い (仕事や学校などの人間関係)ができなくな ると思ったから		3		3	4.2%
		12	相手の行為は愛情の表現だと思ったから	1	2		3	4.2%
		15	別れるつもりがなかったから	3			3	4.2%
		14	自分が受けている行為がDV(デートDV)と は認識していなかったから	1	1		2	2.8%
		16	その他		2		2	2.8%
		8	他人を巻き込みたくなかったから		1		1	1.4%
		5	相談相手の言動によって不快な思いをさせ られると思ったから					0.0%
	【交際相手から、問12のA	1	相手と別れた	4	22		26	41.3%
問15	~Cの行為を受けたことが あるすべての方にお聞きし ます。】 あなたは、交際相手からそ のような行為を受けたと き、どうしましたか。(1つだけ)	2	別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった	5	16	1	22	34.9%
		3	別れたい(別れよう)とは思わなかった	5	8		13	20.6%
		4	その他		2		2	3.2%

		8	相手が変わってくれるかもしれないと思ったから	2	5		7	20.0%
		10	子どもがいる(妊娠した)から、子どものこと を考えたから	2	5		7	20.0%
	【問15で、「2 別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」と答えた方にお聞きします。】 あなたが、交際相手と別れなかった主な理由は、次のうちどれですか。(いくつでも)	7	相手が別れることに同意しなかったから	2	4		6	17.1%
		3	世間体が悪いと思ったから	1	2		3	8.6%
		4	相手には自分が必要だと思ったから		3		3	8.6%
問16		11	その他	1	1	1	3	8.6%
		1	仕返しが恐かったから(もっとひどい暴力 や、性的な画像のばらまきなど)		2		2	5.7%
		2	経済的な不安があったから		2		2	5.7%
		6	周囲の人から、別れることに反対されたから		1		1	2.9%
		9	別れるとさみしいと思ったから		1		1	2.9%
		5	これ以上は繰り返されないと思ったから					0.0%
	【交際相手から、問12のA ~Cの行為を受けたことが あるすべての方にお聞きし	1	感じたことがある		10		10	16.4%
問17	ます。】 あなたはこれまでに、交際 相手から受けたそのような	2	感じたことはない	12	38	1	51	83.6%
	行為によって、命の危険を 感じたことがありますか。 (1つだけ)	3	その他					0.0%
								-
	あなたはこれまでに、性的	1	受けたことがある	2	68	1	71	14.1%
問18	な暴行(性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な		受けたことはない	208	217	6	431	85.7%
	行為)を受けたことがありま すか。(1つだけ)		その他		1		1	0.2%

		9	まったく知らない人	1	47	1	49	59.8%
		5	職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、 部下、取引先の相手、客など)	1	٤	1	10	12.2%
	【問18で、「1 受けたことが ある」と答えた方にお聞きし ます。】 加害者は、あなたとどのよ うな関係でしたか。(いくつ でも)	4	交際相手(事実婚や内縁関係、別居中の夫 婦は含まない)・元交際相手	1	4		5	6.1%
		8	その他		5		5	6.1%
問19		1	配偶者(事実婚や内縁関係、別居中を含む)・元配偶者		۷		4	4.9%
		6	通っていた(いる)学校・大学の関係者(教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など)		4		4	4.9%
		3	その他の家族・親戚		3		3	3.7%
		2	親(養親・継親・親の交際相手を含む)		2		2	2.4%
		7	SNSなどインターネット上で知り合った人					0.0%
			1		*			1
		1	小学校入学前		2		2	2.0%
		2	小学生のとき		19		19	18.8%
		3	中学生のとき		15	1	16	15.8%
		4	中学卒業から17歳まで		19		19	18.8%
問20	被害にあったのは、あなた がいくつのときでしたか。 (いくつでも)	5	18歳~19歳		13		13	12.9%
		6	20歳代	2	22		24	23.8%
		7	30歳代		2		2	2.0%
		8	40歳代		4		4	4.0%
		9	50歳代以上		2		2	2.0%

		18	どこ(誰)にも相談しなかった	2	39		41	53.2%
		16	友人・知人に相談した		16	1	17	22.1%
		15	家族・親戚に相談した		9		9	11.7%
		6	警察署に連絡・相談した		4		4	5.2%
		14	職場・アルバイト先の関係者(上司、同僚、 部下など)に相談した		2		2	2.6%
		17	その他		2		2	2.6%
		7	法務局、人権擁護委員に相談した		1		1	1.3%
	あなたはこれまでの被害に ついて、誰かに打ち明けた り、相談したりしましたか。 (いくつでも)	13	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウ ンセラーなど)に相談した		1		1	1.3%
問21		1	やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」に 相談した					0.0%
D  Z		2	宇部市配偶者暴力相談支援センターに相談した					0.0%
		3	山口県男女共同参画相談センター(配偶者 暴力相談支援センター)に相談した					0.0%
		4	#8891(性犯罪・性暴力被害者のためのワ ンストップ支援センター)に相談した					0.0%
		5	Cure time(キュアタイム)に相談した					0.0%
		8	労働局(労働相談窓口)に相談した					0.0%
		9	市役所に相談した					0.0%
		10	裁判所に相談した					0.0%
		11	民間の専門家や専門機関(弁護士、カウンセラー、民間シェルターなど)に相談した					0.0%
		12	医療関係者(医師、看護師など)に相談した					0.0%

		2	恥ずかしくて誰にも言えなかったから	1	16		17	22.7%
		14	相談するほどのことではないと思ったから	1	14		15	20.0%
		11	そのことについて思い出したくなかったから		11		11	14.7%
	【問21で、「18 どこ(誰)にも相談しなかった」と答えた方にお聞きします。】 どこ(誰)にも相談しなかった主な理由は、次のうちどれですか。(いくつでも)	1	どこ(誰)に相談してよいのか分からなかった から		9		9	12.0%
		3	相談しても無駄だと思ったから		9		9	12.0%
		7	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	1	2		3	4.0%
		10	他人に知られると、これまで通りの付き合い (仕事や学校などの人間関係)ができなくな ると思ったから		3		3	4.0%
問22		4	仕返しが恐かったから(もっとひどい暴力 や、性的な画像のばらまきなど)		2		2	2.7%
		12	自分にも悪いところがあると思ったから	1	1		2	2.7%
		6	相談相手の言動によって不快な思いをさせ られると思ったから		1		1	1.3%
		8	世間体が悪いと思ったから	1			1	1.3%
		9	他人を巻き込みたくなかったから		1		1	1.3%
		15	その他		1		1	1.3%
		5	加害者に「誰にも言うな」とおどされたから					0.0%
		13	相手の行為は愛情の表現だと思ったから					0.0%
		1	法律や制度の見直しを行う	122	159	3	284	17.5%
		2	  犯罪の取り締まりを強化する 	105	170	3	278	17.1%
		3	社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う	119	145	4	268	16.5%
間23	あなたは、男女間における 暴力をなくすためには、ど	5	学校における男女平等や人権についての教育を充実させる	115	129	5	249	15.3%
問23	のようなことが必要だと思 いますか。(いくつでも)	4	家庭における男女平等や人権についての教育を充実させる	92	120	3	215	13.2%
		6	過激な内容のビデオソフト、ゲームソフト等 の販売や貸出を制限する	47	115	2	164	10.1%
		7	加害者へ脱暴力のための専門的なアプロー チを行う	55	94	4	153	9.4%
1								

あなたは、「母体保護法」に おいて、「人工妊娠中絶を行 うには配偶者の同意が必要	I 1	法律で規定されていることも、その内容も 知っている	29	38	1		68	13.5%
であるが、妊婦が夫のDV被害を受けているなど、(同意を得ることが)困難な場合	2	法律で規定されていることは知っている(聞いたことがある)が、内容はよく知らない	67	80	2	1	149	29.5%
は、本人の同意だけで足りる。」と規定されていることを 知っていますか。(1つだけ)	3	法律で規定されていることを知らなかった	112	171	5	2	288	57.0%

# 「男女共同参画に関する市民ワークショップ」発表意見

[日時] 令和3年7月30日(金) 18:30~20:15

〔場 所〕 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室

〔テーマ〕「男女共同参画は実現したのか?~2030年、SDGsのゴールに向けて~」

〔進 行〕 株式会社 ライフスタイル研究所 代表取締役社長 船﨑 美智子 氏

〔参加者〕 15 名 + オンライン傍聴 1 名

基本目標	現状•課題	解決策
【I】未然防止のための学習・啓発の推進	<ul> <li>・どんなことが暴力になるの?</li> <li>・暴力って?の知る場所がほしい。</li> <li>・若い世代に向けたセミナーが少ない。</li> <li>・配偶者の暴力に至るまでの真実を知ること</li> <li>・防止の精神向上 学習会</li> <li>・相手を傷つけていることに全く気付いていない。</li> <li>・女には優しくしていると自己満足している。</li> <li>・何が暴力になるのかを知るための学習若い人~年の方</li> <li>・学校教育において相手を尊重し合う(リスペクト)ことの大切さを学ぶ。</li> <li>・暴力が親から子へと連鎖することを防ぐ→子供の頃からの予防</li> </ul>	<ul> <li>・ことばの暴力 無視などもDVだと伝える。</li> <li>・高校でDVに関するセミナーなどをやって!!</li> <li>・継続してDVについて知れる教育の場を作る。</li> <li>・家族どうしがつながれる場所を作る。</li> </ul>
【II】被害者が安心 して相談できる体制 の充実	<ul><li>・警察に通報すべきか相談窓口を 通した方がよいのか不明</li><li>・相談することへの抵抗が大きい。</li><li>・宇部市の相談窓口をテレビの宇 部市案内で報道してほしい。</li></ul>	<ul><li>・相談内容によってわかりやすく窓口をチラシで周知</li><li>・ささいな相談でもOKというような周知をする。</li><li>・相談体制の充実及び情報保護の保障</li></ul>
【Ⅲ】被害者の安全 確保のための体制の 整備	<ul><li>・短期間でも気軽に避難する場が わからない。</li><li>・電子申請できる離婚届 対面せ ずにできる。</li></ul>	<ul><li>・逃げこめる場所の情報提供</li><li>・対面でなくても離婚しやすい方法</li><li>・DVを監視してくれるAI アラーム 面談</li></ul>

基本目標	現状•課題	解決策
【IV】被害者の自立 に向けた支援の充実	<ul> <li>・未来があることを知ってほしい。</li> <li>・自立できることを知らせてほしい。</li> <li>・自立できないと思う人がいるので、どんな支援ができるかの情報提供</li> <li>・被害者が経済的自立ができるシステムと助成金があるといい。</li> <li>・相談がどこでできるか周知する。</li> </ul>	・自立できるという事の情報拡大 CM

(※この一覧表は、当日、貼り出された付箋紙の記入内容を、原文のまま書き起こしたもの。)

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

最終改正:令和元年六月二六日法律第四六号

#### 目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ず しも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女 性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組 にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって 生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項 及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受け た後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける 身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含 むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画 の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

- **第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町 村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- **第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第 八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- **第六条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。) を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し 第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必 要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは 適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他 その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、 又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画 その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項 第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っ ていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされること を防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害

者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体 に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における 事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しく は保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

- **第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談 支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対し て執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センタ ー又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

### (保護命令の申立てについての決定等)

- **第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視 総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったとき に限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命 ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を 命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知を した配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

## (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判

所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行う ことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二 条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」 という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害 の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努

めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のため の指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る 人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める 基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

- **第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者 であった者	同条に規定する関係にある相手又は同 条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある 相手

第十条第一項	離婚をし、又はその 婚姻が取り消された	第二十八条の二に規定する関係を解消 した場合
	場合	

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条 において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談 支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条 及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、 又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一 項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センタ ー」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### (検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

# (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

# (検討)

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 附 則(平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則(平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一略
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十 六年十月一日

#### 附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する
  - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

- **第八条** 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)

平成 25 年 12 月 26 日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号 ※令和 2 年 3 月 23 日最終改正

#### 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

#### 2 我が国の現状

平成 13 年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年5月、平成 19 年7月、平成 26 年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

#### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

#### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

# (2)都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

#### 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

#### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

#### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

#### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

#### (1)通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

#### (2)通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

# 4 被害者からの相談等

#### (1)配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

#### (2)警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る 事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件 が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害 者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定め るところにより、必要な援助を行うことが必要である。

#### (3)人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

#### (4)民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

#### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1)被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2)子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

#### (3)医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

#### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

#### (1)緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

# (2)一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

#### (3)婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

#### (4)広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

#### 7 被害者の自立の支援

#### (1)関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の

一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

#### (2)被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

#### (3)生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉 事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性 を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

#### (4)就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り 組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談 等の活用についても積極的に促すことが必要である。

#### (5)住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

#### (6)医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

#### (7)年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8)子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9)その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

# 8 保護命令制度の利用等

#### (1)保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

# (2)保護命令の通知を受けた場合の対応

#### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

#### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

#### 9 関係機関の連携協力等

#### (1)連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において 緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### (2)関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に 進めることについても、検討することが望ましい。

#### (4)広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

#### (5)連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

#### 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1)職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### (2)職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

#### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の 執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

# 12 教育啓発

#### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

#### 13 調査研究の推進等

#### (1)調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。ま

た、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### (2)人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

#### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

#### 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

#### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1)基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

#### (2)基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに 基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

# 宇部市DV防止支援ネットワーク設置要領

(設置)

**第一条** 配偶者やパートナーなどからの暴力(以下「DV」という。)について、関係機関及び宇部市との相互連携を図り、 被害者からの相談の処理並びに保護及び支援を適切かつ効果的に行うため、宇部市DV防止支援ネットワーク(以下 「ネットワーク」という。)を設置する。

(組織)

第二条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(所掌事項)

- 第三条 ネットワークは、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1)DVに関する情報交換
  - (2) DV被害者への支援のための連携及び相互協力
  - (3)その他DV被害者への支援のために必要な事項

(構成員)

第四条 ネットワークの構成員は、各構成団体から選出された者をもって充てる。

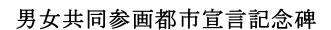
(事務局)

第五条 ネットワークの庶務は、人権・男女共同参画推進課において処理する。

# 附 則 省略

#### 別表 (第二条関係)

山口県男女共同参画相談センター	市民課
宇部公共職業安定所	地域福祉•指導監査課
宇部警察署	生活支援課
宇部市社会福祉協議会	保険年金課
山口地方法務局宇部支局	子育て支援課
宇部人権擁護委員協議会	こども・若者応援課
山口県宇部児童相談所	住宅課
一般社団法人 ウイメンズネット宇部	教育支援課
NPO法人 山口女性サポートネットワーク	宇部市配偶者暴力相談支援センター
プリベント・L	



本市では、「緑と花と彫刻のまち」というキャッチフレーズのもと、四季を彩る花々とともに、都市空間に調和した野外彫刻が数多く設置されています。

これらの作品の1つ、本市の男女共同参画都市宣言の意義を称え、 そのシンボルとして建てられた記念碑が、「宇宙(COSMOS)」です。

男女が互いに支え合う姿が描かれ、天を仰いでいる男性は「未来」を、 正面を見つめている女性は「知性」と困難を打ち砕く強い「意志」を表し ています。

市民募金により設置が実現し、平成12年(2000年)2月5日、多くの市民や関係者らが見守る中、盛大に除幕式が行われました。



【制作者】 濱野 邦昭 氏

【制作年】 平成11年(1999年)

【サイズ】 280×115×115(cm)

【素材】ブロンズ

【設置場所】 市役所正面玄関前



# 第2次 宇部市配偶者暴力等対策基本計画

<令和4年(2022年)3月策定>

【発行】宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6016 メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp